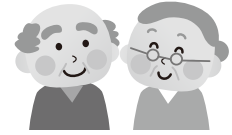


高齢者在宅福祉サービス



別途問合せ先がないものは全て 問 長寿介護課 長寿係(☎95-0150)

サービス名	対 象 者	サービスの内容	利用者負担	備考
高齢者ミニバス運賃無料化事業	知立市に住民票がある満75歳以上の人 健康保険証(※)や後期高齢者証明書が必要です。	後期高齢者医療保険証を専用のパスケースに入れて提示することで乗車運賃が無料になります。	なし	※令和7年7月末まで
いまどこねっと	徘徊のおそれのある認知症高齢者(若年性認知症者を含む) ※希望者は個人賠償責任保険に加入できます。	認知症の人が徘徊により行方不明となった場合、サポーターにメールを配信し、捜索の協力をお願いするものです。	なし	登録に、写真(顔・全体)が必要
成年後見制度利用支援	介護保険サービスの利用や財産管理等を行うのに判断能力が不十分な65歳以上の人で、配偶者および二親等内の親族による法定後見開始の審判請求が困難な人	判断能力が不十分な認知症高齢者で身寄りがいない場合に、市長の申立により家庭裁判所が選任した成年後見人(保佐人、補助人)が、契約行為や財産管理等を支援します。	所得状況に応じて、全部または一部負担の場合あり。	
徘徊高齢者位置情報サービス	在宅で徘徊のある65歳以上の人(介護保険の認定を受けた40歳以上65歳未満の人を含みます。)を介護している人	位置情報端末を貸与します。高齢者に携行し、行方不明の際にサービス事業者と連絡すると現在地が確認できます。	位置情報料、現場捜索等に要する費用	
介護用品購入費支給	日常生活上紙おむつ等を必要としている次のいずれかに該当する市民税非課税世帯の人 ①介護保険の要介護認定4～5の人 ②おおむね65歳以上の人で①に準ずる人	購入した紙おむつ等(6種類)の費用を1月あたり2,500円まで助成します。	購入費と助成額との差額	購入前に登録が必要
訪問理美容サービス	おおむね65歳以上の介護保険の要介護認定4～5で在宅の人	自宅で理美容サービス(洗髪を除く)を行う際の出張料を1回につき1,000円助成します。	理美容サービスに係る費用	1年度内最大6回利用可
ねたきり高齢者等介護手当	次のすべてに該当する高齢者を在宅で常時介護し、かつ、生計を一にしている人 ①65歳以上の要介護認定4～5で3か月以上介護を受けている人 ②前年の本人所得が200万円以下の人(介護している人の所得制限はありません。)	月額3,000円 (4月・8月・12月に前月分までを支給します。)	なし	入院・入所の場合を除く
外出支援サービス	次のすべてに該当する人 ①65歳以上の在宅の人 ②要介護1～5で、通常の自家用車や一般のタクシーを利用することが困難な人(ストレッチャー・車いす対応のタクシーを利用される人) ③自動車税または軽自動車税の減免を受けていない人 ④障害者福祉タクシー料金助成利用券の交付を受けていない人	リフト付タクシー等の助成券を月3枚給付します。助成額は、大型車4,600円、普通車3,850円(身体障害者手帳または療育手帳所持者は大型車4,140円、普通車3,460円)を上限とします。但し、大型車については、大型車が必要と認められた人に限ります。	タクシー料金と助成額との差額	原則1日に1枚の利用(但し、往復利用の場合のみ2枚利用可)
寝具洗濯・乾燥サービス	おおむね65歳以上で次のいずれかに該当し寝具の衛生管理が困難な人 ①介護保険の要介護認定4～5の人 ②一人暮らしの人	年4回(5月・8月・11月・2月)敷布団・掛布団・毛布各1枚の洗濯、乾燥を実施します。	なし	実施月の前月号広報で案内
宅配給食サービス	調理が困難で、近くに安否確認ができる親族もなく配食サービスを利用することが適切であると認められる次のいずれかに該当する人 ①おおむね65歳以上の一人暮らしの人 ②おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯の人	必要と認められる場合、週7回まで昼食または夕食(普通食・おかゆ食・刻み食・糖尿病等の治療食)を届けるとともに、安否確認を行います。	300円/食	心身の状態等の調査を受ける必要あり
福祉電話貸与	おおむね65歳以上の一人暮らしの人で市民税非課税の電話(携帯電話を含む)を有しない人	緊急時の連絡手段を確保するために電話を貸与します。	通話料	
日常生活用具給付	【火災警報器・自動消火器】おおむね65歳以上のねたきりの人または一人暮らしの低所得者 【電磁調理器】おおむね65歳以上で心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な一人暮らしの低所得者	低所得で一人暮らしの高齢者等が安全に暮らせるよう、火災警報器、自動消火器、電磁調理器を給付します。	生計中心者の市民税課税額により異なります。	心身の状態等の調査を受ける必要あり

サービス名	対 象 者	サービスの内容	利用者負担	備考
緊急通報装置設置	近くに緊急時対応ができる親族のいない次のいずれかに該当する人 ①おおむね65歳以上の一人暮らしの人 ②おおむね65歳以上の人で、同居者が障害者である等、緊急時の対応が困難な者しかいない人 ③要介護認定を受けている人で昼間、夜間にわたり長時間独居となる人 ④おおむね65歳以上の人で、その同居者が入院等のため実態が一人暮らしとなる人	ボタンを押すだけで、緊急時の連絡調整ができる装置を貸与します。	なし	固定型と携帯型があります。
119 あんしん君の配布(救急医療情報キット)	おおむね65歳以上で健康上不安のある人	急病等で救急車を呼んだ場合に、救急隊が適切な対応ができるよう、病歴や緊急連絡先等の情報を入れて冷蔵庫に保管するキットを配布します。	なし	
介護マークの配布	家族等を介護している人	「介護中」と書かれたネームプレートを配布します。(トイレの介助等、介護中であることを周囲に周知します。)	なし	
住宅改修費補助金交付	介護保険の住宅改修費の給付を受けることができる人	介護保険の住宅改修費の給付対象となる工事で、工事費が20万円を超える場合に、超えた工事費10万円(市民税非課税世帯等は15万円)を限度に、介護保険の負担割合に応じた費用を補助します。	なし	事前申請が必要
福祉医療の助成	次のいずれかに該当する人 ①一人暮らしの人 ②なたきりや認知症の人(要介護認定を受けていて、一定の要件に該当)	75歳以上で、主たる生計維持者が住民税非課税の人(税法上扶養されていない人)に医療費の自己負担額を助成します。	保険診療外の費用	問 国保医療課 医療係 (☎95-0151)
家具転倒防止推進事業	次のいずれかに該当する世帯で、家具転倒防止器具の取付けが困難であると認められる人 ①おおむね65歳以上の高齢者のみで生活する世帯 ②おおむね65歳以上の高齢者と障害者等のみで生活する世帯 ③要介護4または要介護5の認定を受けている人が生活する世帯 ④避難行動要支援者世帯(避難行動要支援者名簿登録世帯)	市が配布している家具転倒防止器具の取付けを無料で行います。	なし	問 安心安全課 防災係 (☎95-0160)
耐震シェルター等設置補助金交付	補助対象建築物に自ら居住しているものであって、次のいずれかに該当する人 ①申請時における年齢が満65歳以上である人 ②身体障害者手帳または要介護認定を受けた人等で、地震発生時に避難することが困難であると認められる人	市内の耐震性のない旧基準木造住宅に耐震シェルターを設置する人に対し、対象経費額を限度に補助します。(耐震シェルター上限30万円、防災ベッド上限15万円)	なし	問 建築課 建築係 (☎95-0128)

高齢者の相談窓口

◆地域包括支援センター（市内全域）

地域の高齢者の心身の健康と生活の向上のために、必要な支援を総合的に行う機関です。相談を幅広く受け付け、高齢者をサポートします。

名称	電話	担当エリア小学校区
知立市東部地域包括支援センター	☎82-8855	知立、来迎寺、八ツ田、知立東
知立市西部地域包括支援センター	☎81-8880	知立西、猿渡、知立南

◆在宅介護支援センター

高齢者や家族の人に医療や福祉の総合的情報を提供しています。

名称	電話
ヴィラトピア知立在宅介護支援センター	☎83-2022
在宅介護支援センターほほえみの里	☎85-2532

